

令和7年度 県産酒米の価格高騰対策支援補助金 交付の手引き

【申請期間】

令和8年3月4日(水)から4月10日(金)まで(17時必着※)

【申請方法】 郵送、メールまたは持参

【提出・問い合わせ先】

①三重県酒造組合の組合員の方

▶〒514-0007 三重県津市大谷町141-4

三重県酒造組合 あて

(電話)059-226-2297 (メール)mie-sake@mie-sake.or.jp

※三重県酒造組合は申請書類の内容を確認のうえ、すみやかに三重県(下記②の提出先と同じ)あて提出してください。

※三重県酒造組合は、組合員からの手続きに関する問い合わせに対応し、必要に応じて県に問い合わせ内容の確認を行ってください。

②三重県酒造組合の非組合員の方

▶〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県雇用経済部県産品振興課 あて

(電話)059-224-2336 (メール)eigyo@pref.mie.lg.jp

(受付時間) 8時30分から17時15分まで ※土日祝を除く

※メール申請の場合は、件名を「令和7年度県産酒米の価格高騰対策支援補助金申請」とし、送信後に必ず、県産品振興課あて受信確認の電話をしてください。

【案内URL(申請書類等)】

<https://www.pref.mie.lg.jp/EIGYO/HP/m0141200272.htm>



I 補助金の目的

酒米の価格高騰の影響を受けている県内清酒製造事業者に対して、清酒の製造のために使用する令和7年産の三重県産酒米の価格高騰分の一部を支援することにより、三重県の高品質な酒造りの維持を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付します。

II 定義

本補助金で使う用語の定義は、次のとおりとします。

■清酒

酒税法(昭和28年法律第6号。)第3条により定義されているものをいう。

III 補助金の概要

1. 補助対象事業者

以下の全てに該当する清酒製造事業者とします。

- (1)酒税法第7条により定められた酒類製造免許を有していること
- (2)県内に主たる事業所を有していること
- (3)自社で清酒を製造していること

2. 補助対象事業等

補助対象事業	令和7年産の三重県産酒造好適米を使用して清酒を製造する事業
補助対象経費	清酒の製造に使用するために購入した令和7年産の三重県産酒造好適米の価格高騰分の一部。ただし、令和8年10月30日までに納品または支払いされたことが事実として確認できるものに限る。 ※「酒造好適米」とは、「農産物検査を行う産地品種銘柄について」(平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官通知)別表3及び別表13の欄に掲げられている銘柄をいいます。 【注意事項】 ・補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、証拠書類によってその内容が明確に確認できなければなりません。 ・可能な限り補助事業分のみ証拠書類を用意し、補助事業分と他の業務分を明確に区別してください。他の業務分と一括の証拠書類となる場合、補助事業分に係る数量を確認できるようにしてください。 ・補助対象は玄米の数量とします。精米後に清酒製造事業者へ納品される場合は、精米前の玄米の数量が確認できるものを補助対象とします。
補助単価	①山田錦 :84円/kg ②神の穂、五百万石 :93円/kg ③上記①、②以外の酒造好適米 :84円/kg
補助金額	補助単価に購入量(玄米の数量)を乗じて算出した額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

※本補助金の申請時点において、本補助事業と同一事業について既に他の補助金の交付決定を受けてい

る場合、又は本補助金の申請後において、本補助事業と同一事業について他の補助金の交付決定を受けた場合は、本補助金の交付対象外となります。

※補助対象となる全ての酒造好適米の納品または支払いをもって、補助事業の完了とします。

※補助金申請額の総額が予算額を超過する場合は、予算の範囲内で交付します。

Ⅳ 事業の流れ等

以下の流れで実施します。

項目	実施内容・実施時期	提出書類
1. 交付申請	交付申請書等の提出 ＜申請期間＞令和8年3月4日(水)から令和8年4月10日(金)まで(17時必着)	P3～4 「Ⅴ交付申請(2)申請書類」一式
2. 交付決定	補助事業者の決定 ※補助金申請額の総額が予算額を超過する場合は、予算の範囲内で交付決定	
3. 補助事業の実施	＜実施期間＞令和8年10月30日(金)まで ・事業実施途中で、交付決定額の20%を超えて減額する場合などはあらかじめ変更承認申請が必要。該当する場合は速やかに県までご相談ください。	(該当があれば) 変更承認申請 ・様式第4号 ・様式第4号の2
4. 実績報告	実績報告書等の提出 ＜報告期間＞事業完了日から起算して30日以内または令和8年10月30日(金)のいずれか早い日まで (交付決定日以前に既に事業が完了している場合は、交付決定日から起算して30日以内)	P4～5 「Ⅵ実績報告(2)提出書類」一式
5. 検査	県が検査を行う	
6. 補助金の額の確定	県が交付額確定通知書を送付	
7. 補助金の請求	交付額確定通知書が届き次第、県に請求書を提出	・様式第7号
8. 補助金の支払い	補助金の支払い(精算払)	

・三重県酒造組合の組合員は、「1. 交付申請」「4. 実績報告」「7. 補助金の請求」にかかる書類を、三重県酒造組合あて提出してください。

・三重県は、三重県酒造組合の組合員に対して、「2. 交付決定」「6. 補助金の額の確定」の手続きを、三重県酒造組合を経由して実施します。

Ⅴ 交付申請

(1) 申請期間

令和8年3月4日(水)から令和8年4月10日(金)まで(17時必着)

(2) 申請書類

- | |
|---|
| ①交付申請書(様式第1号)
②役員等に関する事項(別紙1[様式第1号])
③誓約書(別紙2[様式第1号]) |
|---|

- ④事業実施計画書(様式第1号の2)
- ⑤履歴事項全部証明書の写し
- ※個人事業主の場合は運転免許証の写し又は住民票抄本の写し
- ⑥県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類の写し
- ⑦税務署が発行する納税証明書の写し(納税証明書その3 消費税及び地方消費税)
- ※⑥及び⑦は、申請日より3か月以内に発行されたものに限ります。

交付申請書等の様式は以下の URL より入手してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/EIGYO/HP/m0141200272.htm>

(3)申請方法

申請書類一式を郵送、メールまたは持参にて提出してください。

<提出・問い合わせ先>

①三重県酒造組合の組合員

▶〒514-0007 三重県津市大谷町141-4

三重県酒造組合 あて

(電話)059-226-2297 (メール)mie-sake@mie-sake.or.jp

※三重県酒造組合は申請書類の内容を確認のうえ、すみやかに三重県(下記②の提出先と同じ)あて提出してください。

※三重県酒造組合は、組合員からの手続きに関する問い合わせに対応し、必要に応じて県に問い合わせ内容の確認を行ってください。

②三重県酒造組合の非組合員

▶〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県雇用経済部県産品振興課 あて

(電話)059-224-2336 (メール)eigyo@pref.mie.lg.jp

(受付時間)8時30分から17時15分まで ※土日祝を除く

※メール申請の場合は、件名を「令和7年度県産酒米の価格高騰対策支援補助金申請」とし、送信後に必ず、県産品振興課あて受信確認の電話をしてください。

VI 実績報告

(1)提出期間

事業完了日から起算して30日以内または令和8年10月30日(金)のいずれか早い日まで

(交付決定日以前に既に事業が完了している場合は、交付決定日から起算して30日以内)

(2)提出書類

- ①実績報告書(様式第6号)
- ②事業実績報告書(様式第6号の2)
- ③確認事項の記載がある書類(※1)

実績報告書等の様式は以下の URL より入手してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/EIGYO/HP/m0141200272.htm>

(※1) 次の確認事項の記載があるものを提出してください。

確認事項	提出書類
ア. 令和7年産米であること イ. 三重県産であること ウ. 酒造好適米であること(銘柄が確認できること) エ. 購入量(玄米での数量であること) オ. 納品日または支払日が令和8年10月30日以前であること	<input type="checkbox"/> 左記の確認事項の記載がある書類

※補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対象経費として認められない場合がありますので注意してください。

(3) 提出方法

報告書類一式を郵送、メールまたは持参にて提出してください。

<問い合わせ・提出先>

① 三重県酒造組合の組合員

▶ 〒514-0007 三重県津市大谷町141-4

三重県酒造組合 あて

(電話)059-226-2297 (メール)mie-sake@mie-sake.or.jp

※三重県酒造組合は提出書類の内容を確認のうえ、すみやかに三重県(下記②の提出先と同じ)あて提出してください。

※三重県酒造組合は、組合員からの手続きに関する問い合わせに対応し、必要に応じて県に問い合わせ内容の確認を行ってください。

② 三重県酒造組合の非組合員

▶ 〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県雇用経済部県産品振興課 あて

(電話)059-224-2336 (メール)eigyo@pref.mie.lg.jp

(受付時間)8時30分から17時15分まで ※土日祝を除く

※メール提出の場合は、件名を「令和7年度県産酒米の価格高騰対策支援補助金実績報告」とし、送信後に必ず、県産品振興課あて受信確認の電話をしてください。

VII 補助事業の実施に係る注意点

補助事業者は、以下の条件に注意し、従うものとします。

1. 県産酒米の価格高騰対策支援補助金交付要綱を遵守し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施してください。
2. 補助事業に係る書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
3. 交付決定後に補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定日から15日以内に交付申請取下届出書(様式第3号)を提出してください。

4. 交付申請書等について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、予め変更承認申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けてください。承認を受けた日以降でなければ、変更後の事業の実施(発注または契約・購入等を含む。)はできません。
- (1) 交付決定額の20%を超えて減額する場合
 - (2) 補助事業完了予定年月日を変更する場合
 - (3) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要と認める場合
5. 補助事業の全部もしくは一部を中止し、または廃止しようとするときは、予め中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出し、その承認を受けてください。
6. 補助事業が完了したときは、その日から記載して30日以内または令和8年10月30日(金)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)を提出してください。
7. 補助事業の実施中または完了後に関わらず、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことなどが判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付されている補助金の返還を求めます。
8. 代表者及び役員等(業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者)が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消します。
9. 補助事業の進捗状況確認のため、現地調査等を行うことがあります。
10. 補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められません。
11. 本補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。会計検査院等による検査の対象となる場合がありますので、その際にご対応をお願いいたします。